

# 後期高齢者医療制度にご加入の方へ

## 8月以降の資格確認書等の交付に関するお知らせ

後期高齢者医療制度では、令和8年7月31日まで、マイナ保険証の保有状況にかかわらず被保険者全員に資格確認書を自動的に送付しています。

令和8年8月1日～令和9年7月31日は、国の方針により、次のとおり年齢と条件によって送付する書類が異なります。



### 85歳以上（令和8年8月1日時点）の被保険者の方

「資格確認書」を7月中に送付します。

### 84歳以下（令和8年8月1日時点）の被保険者の方

- ①マイナ保険証を普段から利用されている方\* 「資格情報のお知らせ」を送付します。  
※過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用された方またはおおむね直近3か月以内にマイナ保険証を利用された方
- ②上記①以外の方 「資格確認書」を7月中に送付します。

「資格確認書」は、従来の健康保険証と同等にご利用いただけますが、より便利なマイナ保険証のご利用をお勧めします。

「資格情報のお知らせ」が届いた方は、今までどおりマイナ保険証をご利用いただき、読み取り機が無い医療機関等を受診する際にマイナ保険証と一緒に提示してください。

### 従来の健康保険証や限度額適用認定証等はすでに発行されていません

マイナンバーカードや資格確認書等を活用することで、これまでと同様に医療機関を受診することができます。

問 保険年金課 ☎0297(21)2187